改定日：令和8年4月16日

積算情報等調書の基本情報（令和8年度第2版）

1．基本情報

（1）積算基準については、原則として次により積算しています。

1）適用する基準

積算基準類	平塚市建築工事積算基準 平塚市建築工事単価積算基準	平塚市

※令和３年４月１日から平塚市のホームページにて、平塚市建築工事積算基準及び同単価積算基準を公開しています。

http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/keyaku/page-c_02104.html

2)準用する基準

積算基準類	県土整備局建築工事積算要綱 県土整備局建築工事積算要領	神奈川県県土整備局

3)県土整備局建築工事積算要綱にて準用する基準

積算基準	公共建築工事積算基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部
共通費	公共建築工事共通費積算基準	
単価及び価格	公共建築工事標準単価積算基準	
数量	公共建築数量積算基準 公共建築設備数量積算基準	

※令和8年4月１日における最新版を適用する。

（2）積算に用いる単価については、原則として次により積算しています。

建築工事の積算に用いる単価については、材料、労務、機械器具等の各要素と単位施工当たり必要とされる数量から構成される歩掛りに、各要素の単価等を乗じて算定した複合単価（以下、「標準単価」という。）、及び元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格である市場単価などです。

標準単価を構成している材料の単価については、県の公表機関にて閲覧できる「県土整備局建築資材単価表」と、市販されている「月刊建設物価（一般財団法人建設物価調査会）」、「月刊積算資料（一般財団法人経済調査会）」及び「建設機械等損料算定表（一般社団法人日本建設機械施工協会）」（以下、「物価資料等」という。）などに掲載されている材料価格に拠ります。また、標準単価で用いる労務単価は、公共工事設計労務単価表に拠ります。

市場単価については、物価資料等と、年４回発行されている「建築施工単価（一般財団法人経済調査会）」、「建築コスト情報（一般財団法人建設物価調査会）」に掲載の単価を採用し、単価を構成しています。

なお、臨時改定に伴い下記の設定月によらない場合があります。その場合は積算情報等調書に記載します。また、標準単価及び市場単価以外で、積算に用いる単価を設定している場合があります。

建築工事の積算に用いる単価の設定月について

	主要資材単価（注１）	採用している刊行物（月刊）の号	標準単価市場単価 （建築・電気・機械）	採用している刊行物（月刊）の号	採用している刊行物（季刊）の号
特別早期	2月版	1月	1月版	12月	秋号
4月1回目	3月版	2月	3月版（注２）		
4月2回目	4月版	3月	4月版	3月	冬号
5月1回目					
5月2回目	5月版	4月			
6月1回目					
6月2回目	6月版	5月			
7月1回目					
7月2回目	7月版	6月	7月版	6月	春号
8月					
9月1回目	8月版	7月			
9月2回目	9月版	8月			
10月1回目					
10月2回目	10月版	9月	10月版	9月	夏号
11月1回目					
11月2回目	11月版	10月			
12月1回目					
12月2回目	12月版	11月			
1月					
2月	1月版	12月	1月版	12月	秋号

（注１）：主要資材は、ＰＨＣ杭、レディーミクストコンクリート及び鋼材類です。

（注２）：単価表の「令和8年3月版」は、「令和8年1月版」と同じ刊行物を使用しています。

※　令和４年10月以降は、最新の物価資料に基づく全ての主要資材単価について、当面の間、毎月改定を行うこととしました。

主要資材単価は材料単価であり、

市販の刊行物（月刊建設物価［一般財団法人建設物価調 査会］・月刊積算資料［一般財団法人経済調査会］）

などに掲載されている材料価格に拠ります。

（3）公共工事設計労務単価表

労務単価については、県土整備局「公共工事設計労務単価表」及び「県土整備局建築工事設計労務単価表（交通誘導警備員単価）」を準用しています。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p12744.html

（4）とりこわし工事等を単独で発注する場合の単価については、原則として製造業者・専門工事業者からの見積りを参考に積算しています。

（5）共通費計算に関する情報については、次のとおりです。

1）「積算見積り用参考内訳書」細目別内訳（単位欄）は、公共建築工事共通費積算基準に基づく以下の内容を表しています。

「建新」「機新」「電新」	「新営工事」の共通費計算
「建改」「機改」「電改」	「改修工事」の共通費計算
「昇昇」	「昇降機設備工事」の共通費計算
「建新監」	「新営工事　監理事務所を設けない」の共通費計算
「建改監」	「改修工事　監理事務所を設けない」の共通費計算
「建処」「機処」「電処」「昇処」	「処分費」の共通費計算
「建新共」「建改共」 「機新共」「機改共」 「電新共」「電改共」「昇共」	共通費の積上げ分
「製直」	製造業者・専門工事業者に単独発注する工事 直接入力の共通費計算
「建率」「電率」「機率」	共通費率対象外

2）とりこわし工事等を単独で発注する場合の共通費については、

「国土交通省大臣官房官庁営繕部公共建築工事積算基準等資料（令和8年改定）　第３編 第１章　7　とりこわし工事等を単独で発注する場合の算定」

により積算しています。

（6）設計単価の公表

一般財団法人による単価調査委託したもの及びその他一部を情報公開コーナーで公表します。

なお、物価資料等に掲載されている単価から設定した単価が多くありますが、この単価は、著作権により保護されているため非公表となります。

情報公開請求を受けた場合でも、原則、公表できません。販売されている物価資料をご確認いただければ設定単価を算出することができますので、ご理解のほど、

よろしくお願いいたします。